

# 公 示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和 5 年 2 月 1 日

徳島県公安委員会委員長 米澤 和美

## 1 申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称 及び所在地	法人の場合は 代表者の氏名	型 式 の 概 要			検定 番号
		遊技機の種類	型 式 名	製造業者名	
マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	西出晃央	規 則 ばちんこ 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	P天龍∞SEVEN B	マルホン 工 業 株 式 会 社	15504
マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	西出晃央	規 則 ばちんこ 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	P天龍∞SEVEN R1	マルホン 工 業 株 式 会 社	15505
株式会社 JFJ 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	松下智人	規 則 ばちんこ 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	PゴブリンスレイヤーJGZ	株 式 会 社 J F J	15506
株式会社APS 岐阜県中津川市福岡5番地222	井口弘	規 則 ばちんこ 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	PA祭2	株 式 会 社 A P S	15507
株式会社 ミズホ 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟	海老原信夫	規 則 ばちんこ 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	PバベルMN	株 式 会 社 ミ ズ ホ	15508

## 2 検定の有効期間

公示の日から3年間。